



着任のご挨拶

麴町税務署長 芦田 眞一

一般社団法人麴町青色申告会の皆様方には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。この度の人事異動により、麴町税務署長を拝命しました芦田でございます。前任は、東京国税局総務部次長です。

松江会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、税務行政に対しまして日頃から深いご理解と多大なご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、記帳指導、e-Tax普及に向けた取組など、地域に密着したさまざまな活動を展開され、青色申告の普及・育成、納税道義の高揚にご尽力いただいていることに、心から敬意を表する次第でございます。

さて、国税庁では、「納税者の自発的な納税義務の履行を適切かつ円滑に実現する」という使命を果たし、納税者の皆様からの理解と信頼を得るため、各種施策に取り組んでいます。

しかしながら、本年6月には税務職員による不祥事が続き、税務行政に対する信頼を著しく失墜させる事態となりました。我々麴町税務署といたしましても、全職員が我がこととして認識し、改めて綱紀の厳正な保持を徹底するとともに、納税者の皆様の信頼を回復できるよう、我々の果たすべき使命に地道に取り組んで参ります。

また、麴町税務署が現在取り組んでいる重要な課題があります。

ひとつは、インボイス制度への取組です。

令和5年10月の導入に向け、早期の登録申請をしていただけるよう、適格請求書発行事業者の登録申請を予定している事業者の皆様に対し、インボイス・軽減税率制度説明会を8月以降令和5年3月まで月1回のペースで開催いたします。

また、貴会が会員向けに主催される説明会には、税務署から講師を派遣いたしますので、説明会の開催について積極的にご検討いただきますようお願いいたします。

なお、令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

早期に登録を行えば、取引先への登録番号の連絡や請求書の記載内容の調整など、インボイス制度開始に向けた準備作業をスムーズに行えますので、青色申告会の皆様におかれましては、早期に登録申請申請手続きをしていただくことをお勧めします。

次にe-Taxに関しましては、項目として3点あります。

まず、e-Taxを推進していく前提としては、マイナンバーカードの取得促進です。

千代田区の交付率は、全国の平均よりも高い水準ではありますが、引き続きマイナンバーカードのメリットや安全性をご理解いただき、積極的な取得及び利活用について周知・広報にご協力いただきますようお願いいたします。

次に電子申告の拡大ですが、個人の申告においては、おかげさまでマイナンバーカードを利用したスマートフォンによる申告件数は年々増加しておりますが、すべての帳票が電子により送信されていないケースも多く、今後は添付書類も含めたe-Taxの普及が課題となっております。電子的な事務処理を一層推進していくためにも、更なるご協力をお願いします。

最後は、キャッシュレス納付についてです。

振替納税をはじめダイレクト納付等のキャッシュレス納付につきましても、皆様のご協力により、その利用割合は増加しております。

特にダイレクト納付においては、その利便性の向上を図っておりますので、なお一層の利用拡大にご理解のほどよろし

くお願いします。

今後も皆様方との強固な信頼と協調関係をより一層深めてまいりたいと存じますので、引き続きご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人麴町青色申告会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

麴町税務署 人事異動状況【新旧幹部一部掲載】

(敬称略)

	新				旧			
	氏名	異動元署			氏名	異動先署		
		局署名	課・部門	職名		局署名	課・部門	職名
署長	芦田 眞一	総務部		次長	青木 幸弘	退職		
副署長(法人・内部)	小澤 聡司	庁	調査課	主査	佐藤 一輝	庁	国際業務課	企画調整官
副署長(総・管・徴)	柳澤 義則	留任			柳澤 義則	留任		
副署長(法人・調査)	山元 伸治	札幌	査察3	統括官	石川 雅美	江東西		副署長
副署長(個人・資産)	渡邊 尚之	留任			渡邊 尚之	留任		
特官(所得)	武川 正樹	武蔵野	特官(所得)	指特官	但馬 光一	退職		
総務課長	和田 克幸	千葉南	総務	課長	磯 勝利	甲府		副署長
課長補佐	森久保健吾	江東西	総務	課長補佐	齋藤 誠聡	課一部	統実(重要)	主査
個人1統括	石井 正	東村山	個人1	統括官	河野 博己	武蔵府中	個人1	統括官
個人2統括	塩崎 洋二	留任			塩崎 洋二	留任		
指導上席	久保 正樹	東金	個人1	上席	小幡 康伸	退職		

令和4年7月10日付発令

免税事業者のみなさまへ

現在、免税事業者の方も、ご自身の事業実態に併せて、
インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください

このインボイス制度（「適格請求書等保存方式」）は、個人で事業を営んでいる事業者、会社等の法人だけではなく、フリーランスの方や、個人で不動産の貸付けを行っている方など、多くの事業者（「買手」、「売手」の双方）に関係があります。インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月末日までに登録申請を行う必要があります。

免税事業者の方で、小売業や飲食業を営んでおり、得意先（顧客）のほとんどが消費者である場合には、あえて、登録を受ける必要はありません。

また、反対に、会社や事業所、個人事業者である得意先（顧客）が多い場合には、得意先（顧客）は、自らの仕入税額控除をするための要件であるインボイスを必要とするので、あなたに対してインボイスの発行を要求することになります。このように、会社や個人の事業者からの求めに応じるためには、インボイスの登録を受け、インボイスを発行できるように準備しておく必要があります。

登録を受けるかどうかの判断については、次のような検討が必要です。

得意先（顧客）からインボイスの交付を求められるかの検討・確認

- 得意先（顧客）は、仕入税額控除のため、インボイスが必要です
- 簡易課税制度を選択している得意先（顧客）は、インボイスが不要です
- 消費者、免税事業者である得意先（顧客）は、インボイスが不要です

登録を受けた場合と受けなかった場合の検討

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けなかった場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
なお、得意先（顧客）は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます

★登録を受けるかどうかは事業者の任意です

所得税の確定申告書や青色決算書等の控えをお持ちになって、青色申告会にご相談ください（必ず事前に電話等で相談の予約をお願いします）。

インボイス制度・軽減税率制度説明会等 開催日程一覧表（千代田区） （消費税の仕組みから知りたい方向け）

- 現在開催が予定されている説明会等は以下のとおりです（今後、随時更新することを予定していますので、適宜ご確認ください。）。
- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制で開催していますので、参加を希望する場合は、開催日程一覧表の「連絡先」まで連絡願います。
なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、予めご了承ください。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
- 連絡先が税務署の代表電話となっている場合は、代表電話にお架けいただいた後、自動音声案内に従って、「2」を選択してください。

開催日時		開催場所	定員	要事前予約	連絡先
年月日	時間				
R4.9.13	13:30~14:30	神田錦町 3-3 神田税務署 4 階会議室	30 名	9月8日(木)まで	神田税務署法人課税第 2 部門 03-4574-5596（代表）（内線 21269）
R4.9.28	13:30~14:30	九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 14 階共用会議室	50 名	9月26日(月)まで	麹町税務署法人課税第 2 部門 03-3221-6011（代表）（内線 5721）
R4.10.5	13:30~14:30	神田錦町 3-3 神田税務署 4 階会議室	30 名	9月30日(金)まで	神田税務署法人課税第 2 部門 03-4574-5596（代表）（内線 21269）
R4.10.17	10:30~11:30	九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 14 階共用会議室	50 名	10月13日(木)まで	麹町税務署法人課税第 2 部門 03-3221-6011（代表）（内線 5721）
R4.11.10	13:30~14:30	神田錦町 3-3 神田税務署 4 階会議室	30 名	11月7日(月)まで	神田税務署法人課税第 2 部門 03-4574-5596（代表）（内線 21269）
R4.11.16	13:30~14:30	九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 14 階共用会議室	50 名	11月14日(月)まで	麹町税務署法人課税第 2 部門 03-3221-6011（代表）（内線 5721）
R4.12.19	13:30~14:30	九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 14 階共用会議室	50 名	12月15日(木)まで	麹町税務署法人課税第 2 部門 03-3221-6011（代表）（内線 5721）
R4.12.20	13:30~14:30	神田錦町 3-3 神田税務署 4 階会議室	30 名	12月15日(木)まで	神田税務署法人課税第 2 部門 03-4574-5596（代表）（内線 21269）
R5.1.23	10:30~11:30	九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 14 階共用会議室	50 名	1月19日(木)まで	麹町税務署法人課税第 2 部門 03-3221-6011（代表）（内線 5721）
R5.1.31	13:30~14:30	神田錦町 3-3 神田税務署 4 階会議室	30 名	1月26日(木)まで	神田税務署法人課税第 2 部門 03-4574-5596（代表）（内線 21269）
R5.2.9	13:30~14:30	神田錦町 3-3 神田税務署 4 階会議室	30 名	2月6日(月)まで	神田税務署法人課税第 2 部門 03-4574-5596（代表）（内線 21269）
R5.2.13	13:30~14:30	九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 14 階共用会議室	50 名	2月9日(木)まで	麹町税務署法人課税第 2 部門 03-3221-6011（代表）（内線 5721）
R5.3.13	10:30~11:30	九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 14 階共用会議室	50 名	3月9日(木)まで	麹町税務署法人課税第 2 部門 03-3221-6011（代表）（内線 5721）
R5.3.23	13:30~14:30	神田錦町 3-3 神田税務署 4 階会議室	30 名	3月17日(金)まで	神田税務署法人課税第 2 部門 03-4574-5596（代表）（内線 21269）

※上記説明会は、千代田区内のみ掲載しています。その他会場の説明会やインボイスに関する情報は、
国税庁ホームページをご覧ください。

「秋の入会キャンペーン」のご案内

コロナ禍の中、今年度も「秋の入会キャンペーン（9月～11月）」が始まります。皆様のお近くに、「帳簿付けなどのやり方がよくわからない」とか「基本的なことでも色々聞きたい」という方には、是非、麴町青色申告会をご紹介ください。青色申告会は、各種の説明会や相談会を実施しています。また、パソコンで会計処理をしている方も、電子申告についてもご相談できます。

【会費】 ・正会員 年額 20,400 円 ・家族会員 年額 10,200 円
・賛助会員 年額 3,000 円 ・入会金 1,000 円

ご紹介いただいた方、ご入会いただいた方への紹介特典を設けました。

ご紹介により入会された会員の方	<u>入会金を免除</u>
ご紹介をいただいた会員の方	<u>粗品を贈呈</u>

